



## 5月 は「自転車月間」

昨年、県内の自転車乗車中の交通事故による死者は、5 人（前年比 8 人減）、負傷者は 1,172 人（前年比 126 人減）で、死者・負傷者数ともに減少しました。しかし、自転車乗車中の死傷者のうち法令違反が認められる割合は 4 割を超えています。

もし、自転車事故で相手が、けがや死亡した場合、運転手は罪に問われ多額の損害賠償請求をされることも！

「自転車だから」という安易な考えは事故のもとです。自転車も車両であることを十分認識し、自転車利用の交通ルールの順守およびマナーの向上に努めましょう。

### 「福島県自転車安全利用五則」

五

ヘルメット着用者は、被害軽減効果が高く、目立ちます。特に、夜間、夜光反射材付きのヘルメットを着用すると、運転者に存在感を大きくアピールできます。子どもに限らず、全ての自転車利用者がヘルメットを着用しましょう。

四

○飲酒運転の禁止  
○二人乗り・並進の禁止  
○夜間はライトを点灯・反射材着装  
○運転中の携帯電話・ヘッドホン使用、傘さし運転の禁止

【事故事例】携帯電話使用、無灯火による事故⇒夜間、携帯電話を操作しながら無灯火で走行中、前方の歩行者に衝突し、歩行困難な後遺障害を負わせた。



五 被害軽減のためヘルメット着用に努める  
四 安全ルール・マナーを守る  
三 信号順守と一時停止・安全確認  
二 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行  
一 自転車は、原則車道を左側通行、歩道は例外

一

歩道通行ができるのは、次の場合です。

○道路標識・表示により歩道通行が認められている場合

○13 歳未満と 70 歳以上の方が運転する場合

○安全に車道を通行することに支障を生じる程度の身体障害のある方が運転する場合

○車道などの状況から自転車の通行の安全を確保するため、歩道を通行することがやむを得ない場合

【事故事例】道路の右側通行による事故⇒道路右側を走行中、対向してきた自転車と接触し、転倒させて死亡させた。

二

歩道は歩行者優先のため、歩行者の通行を妨げるような場合は一時停止しなければなりません。

【事故事例】歩道上での事故⇒自転車も通行が許可されている下り坂の歩道を走行中、ショッピングカートを押いた高齢歩行者と衝突し、死亡させた。

三

自転車事故の約 3 分の 2 は交差点で起きています。信号機や一時停止標識を守ることもちろん、見通しの悪い交差点では、一時停止して左右の安全確認をしましょう。信号無視・指定場所一時不停止は法律で禁止されています。

【事故事例】一時停止、信号無視による事故⇒赤信号で横断歩道を進行中、オートバイと衝突し、オートバイ運転者を頭蓋内損傷で死亡させた。

## Event & News

### 各施設の催し・募集など

子ども

子育て支援センター

✉kosodate@city.tamura.lg.jp

☎82-1510

F 82-1510

#### ひまわりひろば

- 日時 6 月 5 日（水）、12 日（水）  
午前 10 時 30 分
- 内容 親子遊び、手遊び、制作、  
絵本の読み聞かせなど
- 対象 0 歳～6 歳児

#### 育児講座

- 日時 6 月 7 日（金）  
午前 10 時 30 分
- 内容 わらべうた
- 申込方法 6 月 5 日（水）までに  
電話でお申し込みください。

#### パパとあそぼう

- 日時 6 月 15 日（土）  
午前 10 時 30 分
- 内容 親子遊び、手遊び、制作、  
絵本の読み聞かせなど
- 対象 0 歳～6 歳児
- 申込方法 6 月 13 日（木）まで  
に電話でお申し込みください。

福祉

老人憩いの家 針湯荘

✉hariyuso@city.tamura.lg.jp

☎78-2010

#### 臨時休館のお知らせ

●●● 利用案内 ●●●

- 休館日 6 月 6 日（木）  
※館内設備点検清掃などのため、  
休館となります。  
翌日から平常どおり開館します  
ので、ぜひご利用ください。



大広間や個室を備え（別途料金）、休憩や宴会などに利用できる施設です。

●入浴料 大人 250 円、小学生以下 150 円

●利用時間 午前 8 時 30 分～午後 9 時

●その他 市内にお住まいの 65 歳以上の方は割引料金で利用  
できます。

#### 街頭献血にご協力を♡

一人でも多くの人が献血することで、尊い命が救われます。みなさんの善意と  
小さな勇気に支えられている献血にご協力をお願いします。

- 日時 6 月 9 日（日） 正午～午後 5 時
- 会場 船引パーク 食品館側駐車場

問 保健福祉部 保健課 ☎81-2271

ひまわりの花を咲かせましょう！

大越まちづくり協議会では、ひまわりの種を大越町全戸に配布して、大越町全域にひまわりを咲かせ、  
明るく元気な活気ある町にしたいと活動しています。  
昨年、各地域でたくさんの笑顔の花が咲き誇りました。今年もたくさんの笑顔を咲かせましょう。  
なお、今年はひまわりの写真コンテストを計画しています。  
市内の方で、ひまわりの種をご希望の場合は、大越行政局 産業建設課 ☎79-2194 までご連絡ください。



▲ 2012 年各地域で咲いたひまわり



**募集** 緊急雇用創出基金事業  
市臨時職員募集

震災の影響や勤め先の業績悪化などの理由により離職を余儀なくされ、ハローワーク郡山に登録されている方を市臨時職員として募集します。

●募集職種 事務員・作業員  
●募集人数 若干名  
※業務内容・勤務場所・勤務時間・雇用期間などはハローワーク求人票により確認ください。

●賃金日額  
事務員 6,000 円 作業員 6,500 円  
●受付期間 6 月 3 日(月)～7 日(金)  
●申込方法 ハローワーク郡山または船引公民館内の田村市地域職業相談室(アルファ)へお申し込みください。

●面接試験・会場 申し込み受け付け時にお知らせします。

●その他 申し込み後、市指定の履歴書とハローワーク紹介状を商工観光課へ提出してください。市指定の履歴書は商工観光課・市民課、各行政局地域振興課または田村市地域職業相談室(アルファ)に備えています。  
☎産業部 商工観光課 ☎81-2136

**募集** 市臨時職員募集  
「清掃用務員」

●募集人数 1 人  
●応募資格 市臨時職員として通算 60 月以上になる方はご遠慮ください。  
●業務内容 市役所本庁舎および敷地内の清掃  
●勤務時間 午前 8 時～正午  
●賃金 時給 770 円 (パートタイム)  
●受付期間 5 月 20 日(月)～6 月 14 日(金)  
●申込方法 申込書は財政課でお渡しします。申込書に必要事項を記入の上、持参してください。  
☎総務部 財政課 ☎81-2118

**募集** 福島県警察官採用候補者試験

●職種 警察官 A (男女)  
●受験資格 昭和 55 年 4 月 2 日以降生まれの方で、大学を卒業または 26 年 3 月までに卒業見込みの方、またはこれと同等の資格があると認める方。  
●採用予定日 26 年 4 月 1 日  
●第 1 次試験日 7 月 14 日(日)  
●受付期間 4 月 30 日(火)～5 月 31 日(金)  
☎福島県警察本部警務課人事第一係 ☎0120-276-314 (採用フリーダイヤル)  
<http://www.police.pref.fukushima.jp/> または、最寄りの警察署、交番、駐在所へお問い合わせください。

**募集** 市臨時職員募集  
「プール監視員・補助員」

《共通事項》  
●応募資格  
【プール管理監視員】  
市内にお住まいの 20 歳以上 65 歳未満の健康で泳げる方  
【プール監視補助員】  
市内にお住まいの高校生以上の健康で泳げる方  
●雇用期間 7 月 18 日～8 月 31 日  
※高校生は、期間中の土・日曜日、祝日および夏季休業期間(夏休み)。  
●勤務時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分  
●その他 雇用決定後、普通救命講習会を行います。賃金日額など詳しくは、各公民館へお問い合わせください。

◇勤務場所 大越つつじヶ丘公園プール

●職種・人数  
監視員 2 人  
監視補助員 6 人  
●申込方法 市指定の履歴書に 6 カ月以内に撮影した上半身の写真を貼り付けたものを 6 月 14 日(金)までに大越公民館へ提出してください。  
☎大越公民館 ☎79-2161

◇勤務場所 常葉プール

●職種・人数  
監視員 3 人  
監視補助員 2 人  
●申込方法 市指定の履歴書に 6 カ月以内に撮影した上半身の写真を貼り付けたものを 6 月 14 日(金)までに常葉公民館へ提出してください。  
☎常葉公民館 ☎77-2013

**申告** 市・県民税申告相談期限の延長

25 年度市・県民税の申告相談を延長しています。  
申告が済んでいない方は申告をお願いします。  
●受付 平日の午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分  
●場所 税務課・各行政局地域振興課  
《郡山税務署から》  
震災で申告などの期限延長が認められています。確定申告のお問い合わせは、郡山税務署までお願いします。  
☎市民部 税務課 ☎81-2119  
郡山税務署 ☎024-932-2041 (自動音声案内)  
各行政局 地域振興課

**営農** 電気牧柵(イノシシ防護柵)資材購入事業の申請受付

イノシシによる農作物への被害防止のために電気牧柵を設置する場合、設置にかかる資材購入費用の一部を助成します。  
●対象者 3 戸以上の農業者が構成員となる団体(共同体)  
●採択要件  
① 3 戸以上の農業者が共同で設置すること。  
② 設置する箇所は、農作物の作付けがあること。  
●補助率 3/10 以内(1 団体あたり上限 15 万円)  
●申込方法 所定の申請書に記入の上、6 月 7 日(金)までに農林課、各行政局産業建設課および各出張所へ提出してください。  
※申請書は、農林課、各行政局産業建設課および各出張所に備えています。  
●その他 予算の範囲内での事業のため、申し込み多数の場合は、抽選となります。なお、都路町、常葉町(山根・堀田)および船引町(横道)では、営農再開支援事業による実施を予定しています。  
☎産業部 農林課 ☎81-2511  
各行政局 産業建設課

**農業** 田村農業振興地域整備計画(変更)案の縦覧

田村農業振興地域整備計画の変更にあたり、農業振興地域の整備に関する法律第 11 条第 1 項の規定により、当該農業振興地域整備計画の変更案を縦覧に供します。  
●縦覧期間 6 月 4 日(火)～7 月 3 日(水)  
※土・日曜日、祝日を除く午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分  
●縦覧場所 農林課および各行政局産業建設課  
※当該計画の変更案に対する意見がある場合には、縦覧期間中に市に対して意見書を提出することができます。提出は上記縦覧場所へお願いします。  
□異議申出  
当該計画の変更案のうち農用地利用計画変更案の農用地区域内にある土地の所有者など、その土地について権利を有する方で農用地利用計画変更案に対して異議のある方は、申し出ることができます。  
●申出期間 7 月 4 日～18 日(15 日間)  
●申出先 農林課  
☎産業部 農林課 ☎81-2511

手話講習会の受講者募集

手話は、聴覚に障がいのある方にとって重要なコミュニケーションの手段です。初めての方でも気軽に受講できる内容となっていますので、耳の不自由な方と接する機会のある方、手話に関心のある方、ぜひ受講ください。

●募集定員 20 人 ●受講回数 15 回(入門講座)  
【開講式・第 1 回講座】  
●日時 6 月 1 日(土) 午後 1 時～3 時  
●場所 船引公民館 第 1 研修室  
※ 2 回目以降は受講者に直接お知らせします。  
●申込方法 5 月 27 日(月)までに電話でお申し込みください。  
☎保健福祉部 介護福祉課 ☎82-1115

つつが虫病にご注意を！

つつが虫病は、病原微生物を保有するダニの一種である「ツツガムシ」に刺されることで発症する感染症です。福島県は全国有数のつつが虫病の多発地域で、毎年、春と秋に多く発症しています。  
次のような症状が出た場合は、早めに医療機関を受診しましょう。

●主な症状  
① 刺口が赤く腫れ、水疱・潰瘍となり、かさぶたになる。  
② 全身の倦怠感、手足の痛み、頭痛を伴う発熱。  
③ 胸・腹部・背部にかけて赤褐色の発疹が出る。  
●予防法  
① 山林・田畑・河川敷などで作業する場合はできるだけ素肌の露出を控える。  
② 野外での作業後は早めに入浴、着替えをし、衣類を洗濯する。  
☎県衛生研究所 微生物課 ☎024-546-7105  
保健福祉部 保健課 ☎81-2271

**募集** 市営住宅入居者募集

常葉馬場団地(常葉)  
●部屋番号 25 号室  
●建築年 昭和 52 年  
●構造 簡易耐火 2 階  
●間取り 3 K ●駐車場 有  
●家賃 13,100 円～  
【入居者資格】  
① 現在、同居または同居しようとする親族があること。② 世帯の収入が基準額を超えないこと。③ 現在、住宅に困窮していること。④ 市税を滞納していないこと。⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でないこと。  
●申込方法 5 月 31 日(金)までに、備え付けの申込書に必要書類を添えてお申し込みください。  
※申込者多数の場合、抽選になります。  
☎建設部 都市計画課 ☎82-1114  
常葉行政局 産業建設課 ☎77-2356

**保健** 「健康診査」および「がん検診」が始まります

市内全域に健康診査およびがん検診の受診録を配付しました。  
市内日程内であれば、どの会場でも受診できます。  
◇特定健診を受診される 40 歳～74 歳の方へ  
健診を受ける日に加入している健康保険に基づいて、健診を受けることになります。  
「受診券」と「健康保険証」を必ず持参してください。  
●その他  
・受診券については、勤務先または医療保険者にお問い合わせください。  
・県民健康管理調査「健康診査」も併せて受診できます。

年に 1 回は健診を受けましょう

☎保健福祉部 保健課 ☎81-2271  
各行政局 市民課

各行政局・公民館の問い合わせ先

●滝根行政局  
〒963-3692  
田村市滝根町神俣字関場 118 番地  
地域振興課…☎78-2111  
市民課…☎78-1202  
産業建設課…☎78-1204  
●大越行政局  
〒963-4192  
田村市大越町上大越字水神宮 62 番地 1  
地域振興課…☎79-2111  
市民課…☎79-2112  
産業建設課…☎79-2193  
●都路行政局  
〒963-4701  
田村市都路町古道字本町 33 番地 4  
地域振興課…☎75-2111  
市民課…☎75-2112  
産業建設課…☎75-3550  
●常葉行政局  
〒963-4692  
田村市常葉町常葉字町裏 1 番地  
地域振興課…☎77-2111  
市民課…☎77-2112  
産業建設課…☎77-2371  
●滝根公民館…☎78-2001  
●大越公民館…☎79-2161  
●都路公民館…☎75-2063  
●常葉公民館…☎77-2013  
●船引公民館…☎82-1133

**介護** 要介護・要支援認定の更新申請

要介護・要支援認定期間が 6 月 30 日で終了する方は更新申請が必要です。更新申請は、認定有効期間終了日の 60 日前から申請できます。下記の窓口で更新申請してください。  
●対象者  
・介護保険サービスを利用している方  
・介護保険施設に入所している方  
・要介護 3 以上で、高齢者福祉事業を利用している方  
●申請窓口 介護福祉課、各行政局市民課、各出張所  
●その他 更新申請は居宅介護支援事業所や介護保険施設でも代行できます。詳しくは、各事業所に直接お問い合わせください。  
☎保健福祉部 介護福祉課 ☎82-1115

